

① 免税事業者だった者・・・基準期間(2年前等)の課税売上げが1,000万円以下(1,000万円を含む)だった場合

インボイス登録後、**令和5年10月から12月分**について申告をする (令和5年1月～9月分は申告の必要無し)

① 簡易課税制度を選択した者・・・適用年から2年間は取り下げ出来ない (令和5年～令和6年)

令和5年10月1日～令和8年9月30日分の申告は

★ 簡易課税による申告・・・通常の税率計算 (第一種の卸売業はこちらが得)

◆ 特例計算による申告・・・売上税額×80%を控除し20%を納付 (第三種～第六種の事業者の方が得)

消費税の(確定)申告書 第一表 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)欄の【丸印欄】を○する

② 簡易課税制度を選択していない者・・・一般(本則)課税

令和5年10月1日～令和8年9月30日分の申告は

★ 一般課税による申告・・・通常の税率計算

・ 仕入について注意が必要

インボイス発行事業者からの仕入 100%控除

税込み1万円未満の課税取引 ～100%控除が可能な「少額特例」・・・一定規模以下の事業者のみ

一定規模以下の事業者とは、基準期間の課税売上高が1億円以下又は特例期間(個人事業者は課税期間の前年の1月～6月)の課税売上高が5,000万円以下の事業者

インボイス発行事業者以外からの**税込み1万円以上**の課税仕入れ 80%控除・・・経過措置

◆ 特例計算による申告・・・売上税額×80%を控除し20%を納付

消費税の(確定)申告書 第一表 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)欄の【丸印欄】を○する

問題点はインボイス発行事業者以外からの税込み1万円以上の課税仕入を行なった時です。10月以降の仕入を課税取引金額計算表で【D】と【E】・【F】と【G】に分類する必要有。

↑ 別紙 [表イー1～3]を参照

↓ 税込み1万円未満とは商品1個1個では判断しません

注意 A

② 課税事業者である者・・・基準期間(2年前等)の課税売上げが1,000万円を超えている方&課税事業者選択届を提出されている方

インボイス登録後も**令和5年1月から12月分**について申告をする

① 簡易課税制度を選択した者・・・適用年から2年間は取り下げが出来ません (令和5年～令和6年)

★ 簡易課税による申告・・・通常の税率計算のみ

② 簡易課税制度を選択していない者・・・一般(本則)課税

・ 仕入について注意が必要

注意 A

10月以降 ①の②参照

◆ 特例計算による経過措置の適用(2割特例)はありません。

令和5年 令和4年

* 簡易課税制度の取り下げは課税期間の初日の前日までに行わなければ有効となりません。初日が1月1日なら12月31日までに申請

課税取引金額計算表

(令和 年分)

3-2 別紙 表イ-1

科 目	決算額 A	Aのうち課税取引 にならないもの B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率 6.24%適用分		うち標準税率 7.8%適用分	
				D	E	F	G
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	円	円	円	円	円	円

【備考】

B欄には、非課税取引、輸出取引等、
不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに
係る支払対価の額が含まれている場合には
その金額もB欄に記入します。

科 目	決算額 A	Aのうち課税取引 にならないもの B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
				課税仕入高 D	経過措置(8割控除)の適 用を受ける課税仕入高 E	課税仕入高 F	経過措置(8割控除)の適 用を受ける課税仕入高 G
売上原価							
期首商品棚卸高 ②							
仕入金額 ③							
小計 ④							
期末商品棚卸高 ⑤							
差引原価 ⑥							
差引金額 ⑦							
経費							
租税公課 ⑧							
荷造運賃 ⑨							
水道光熱費 ⑩							
旅費交通費 ⑪							
通信費 ⑫							
広告宣伝費 ⑬							
接待交際費 ⑭							
損害保険料 ⑮							
修繕費 ⑯							
消耗品費 ⑰							
減価償却費 ⑱							
福利厚生費 ⑲							
給料賃金 ⑳							
外注工賃 ㉑							
利子割引料 ㉒							
地代家賃 ㉓							
貸倒金 ㉔							
⑳							
㉑							
㉒							
㉓							
㉔							
雑費 ㉕							
計 ㉖							
差引金額 ㉗							
③+㉖							

斜線がある欄は、一般的な取引において
該当しない項目です。